

人間尊重と日本国憲法	( )組	氏
	( )番	名

和夫君のクラスでは、「人権尊重と日本国憲法」の学習のまとめとして、資料1を使って討論を行いました。次は、討論の流れです。後の各問いに答えなさい。

**討論題 「Aさんは立ち退きをすべきだろうか？」**

**【資料1】 《対立》**

郊外に新しい団地ができた。その団地への入り口は道が狭く、朝夕混雑していた。そこで、市は団地と市街地を結ぶバイパスを造る計画を立てた。しかし、バイパス予定地の土地を所有するAさんは「先祖代々から所有している土地である」という理由で、立ち退きを拒否した。

<p><b>結論</b> 立ち退くべき</p> <p><b>視点</b> 《効率》</p> <p>現在の団地前の道路の利用状況は、効率的といえるか？</p> <p>↓</p> <p><b>主張</b></p> <p style="text-align: center;">①</p> <p>ので、Aさんは立ち退くべきである。</p>	<p><b>対立</b></p> <p>↑ ↓</p> <p>↓</p>	<p><b>結論</b> 立ち退かなくてよい</p> <p><b>視点</b> 《公正》</p> <p>Aさんの権利保障の観点からみても、公正であるといえるか？</p> <p>↓</p> <p><b>主張</b></p> <p style="text-align: center;">②</p> <p>ので、Aさんは立ち退かなくてよい。</p>
--	--------------------------------------	--

**合意**

**結果**  
Aさんは立ち退きを求められ、正当な補償の下、引っ越しをすることになった。

**理由**

③

(1) 前のページの討論で、《効率》の視点から主張を行ったグループが ( ① ) でどのような主張を行ったのかを、資料1の状況をふまえて書きなさい。

(2) 《公正》の視点から主張したグループは、日本国憲法で学習した内容を根拠にして主張を構成しました。根拠に用いるものとして最も適するものを、下のア～エから2つ選び、それをもとに、( ② ) でどのような主張を行ったかを考えて書きなさい。

**ア** 日本国憲法 第11条  
国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保証する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

**イ** 日本国憲法 第22条第1項  
何人も、(略)居住、移転及び職業選択の自由を有する。  
日本国憲法 第29条第1項  
財産権は、これを侵してはならない。

**ウ** 日本国憲法 第25条第1項  
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

**エ** 日本国憲法 第14条第1項  
すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

根拠に用いる日本国憲法の条文	(            ) (            )
主張	

(3) 和夫君たちが討論を行った後、先生から、実際にはAさんがどのようになったのかについて説明があり、和夫さんたちは、なぜそのような結果になったのかについて、討論の内容や下の資料2をふまえてまとめました。

前のページの ③ に適する内容を、討論の内容や下の資料2をふまえて書きなさい。(※資料2の中にある、ポイントとなる言葉を必ず用いること)

**【資料2】** 日本国憲法 第12条  
この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

理由